

# 『そうしん個人インターネットバンキング利用規定』新旧対照表

※     部が改定（追加・変更・削除）内容です

改 正 後	改 正 前
<p>個人情報の取扱いに関する事項 (略)</p> <p>(1) 本サービスのお取引に際して以下の個人情報を取得します。 お客様が申込時および申込後に届け出の氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス等<u>および本サービスの利用に際する操作履歴等</u>の事項。</p> <p><b>第1条</b> そうしん個人インターネットバンキング取引</p> <p>1. そうしん個人インターネットバンキングとは そうしん個人インターネットバンキング（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます）からのパーソナルコンピュータ <u>(削除)</u> 等（以下「端末」といいます）を用いた依頼に基づき、資金移動、定期新約、定期預金口座開設、定期預金預入、定期預金解約、定期預金解約予約、口座情報・各種取引の照会、<u>(削除)</u> 税金・各種料金の払込み等の当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。</p> <p>2. ～ 6. (略)</p> <p><b>第2条</b> 本人確認</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. ログインパスワードの変更 (略)</p> <p>(1) お客様が指定した初回ログイン用パスワードおよびお客様カードに記載された契約者ID（利用者番号）を端末からお客様自身が入力します。</p> <p>5. 本人確認手続き (略)</p> <p>(2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、番号等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害については、<u>第14条</u>に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>個人情報の取扱いに関する事項 (略)</p> <p>(1) 本サービスのお取引に際して以下の個人情報を取得します。 お客様が申込時および申込後に届け出の氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス等 <u>(追加)</u> の事項。</p> <p><b>第1条</b> そうしん個人インターネットバンキング取引</p> <p>1. そうしん個人インターネットバンキングとは そうしん個人インターネットバンキング（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます）からのパーソナルコンピュータ <u>・本サービス対応携帯電話機等</u>（以下「端末」といいます）を用いた依頼に基づき、資金移動、定期新約、定期預金口座開設、定期預金預入、定期預金解約、定期預金解約予約、口座情報・各種取引の照会、<u>届出住所の変更</u>、税金・各種料金の払込み等の当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。</p> <p>2. ～ 6. (略)</p> <p><b>第2条</b> 本人確認</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. ログインパスワードの変更 (略)</p> <p>(1) お客さまが指定した初回ログイン用パスワードおよびお客様カードに記載された契約者ID（利用者番号）を端末からお客様自身が入力します。</p> <p>5. 本人確認手続き (略)</p> <p>(2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、番号等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害については、<u>第16条</u>に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p>

# 『そうしん個人インターネットバンキング利用規定』新旧対照表

※ 部分が改定（追加・変更・削除）内容です

改 正 後	改 正 前
<p>6. お客様カードの取扱い (略)</p> <p>(2) お客様がお客様カードを紛失・盗難等で失った場合には、お取引の安全性を確保するため、すみやかにお客様ご本人から当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止等の措置を講じます。当金庫はこの届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた損害については、<b>第14条</b>に定める場合を除き、責任を負いません。なお、お客様カードの再発行はできませんので、当金庫所定の手続きを行い、新しいお客様カードを発行します。(契約者ID(利用者番号)、確認用パスワードが変更となります)</p> <p>7. (略)</p> <p>第3条 ～ 第7条 (略)</p> <p>第8条 通知サービス (略)</p> <p>2. 送信の遅延・不達 通信混雑、通信機器および回線障害、インターネットの特性等の事由により、取扱いが遅延したり不達となるおそれがありますので、お客様は、必ず照会サービスによりお取引内容をご確認ください。 なお、照会サービスを利用しないことにより生じた損害については、<b>第14条</b>に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p style="text-align: right;"><b>(右記を削除) →</b></p>	<p>6. お客様カードの取扱い (略)</p> <p>(2) お客様がお客様カードを紛失・盗難等で失った場合には、お取引の安全性を確保するため、すみやかにお客様ご本人から当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止等の措置を講じます。当金庫はこの届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた損害については、<b>第16条</b>に定める場合を除き、責任を負いません。なお、お客様カードの再発行はできませんので、当金庫所定の手続きを行い、新しいお客様カードを発行します。(契約者ID(利用者番号)、確認用パスワードが変更となります)</p> <p>7. (略)</p> <p>第3条 ～ 第7条 (略)</p> <p>第8条 通知サービス (略)</p> <p>2. 送信の遅延・不達 通信混雑、通信機器および回線障害、インターネットの特性等の事由により、取扱いが遅延したり不達となるおそれがありますので、お客様は、必ず照会サービスによりお取引内容をご確認ください。 なお、照会サービスを利用しないことにより生じた損害については、<b>第16条</b>に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p><b>第9条 住所等変更サービス</b></p> <p><b>お客様が当金庫に届出を行っている事項のうち、住所等の当金庫所定の事項について、お客様の指定する内容への変更を行うことができます。</b></p>

## 『そうしん個人インターネットバンキング利用規定』新旧対照表

※   部が改定（追加・変更・削除）内容です

改 正 後	改 正 前
<p><b>第9条</b> (略)</p> <p style="text-align: right;"><u>(右記を削除) →</u></p> <p><b>第10条</b> 届出事項の変更等                      本サービスに係る印章・通帳・キャッシュカード等を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店に届け出るものとします。                      この届出の前に生じた損害については、<b>第14条</b>に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p style="text-align: right;"><u>(右記を削除) →</u></p> <p><b>第11条</b> (略)</p>	<p><b>第10条</b> (略)</p> <p><b>第11条</b> <u>資金移動ロック取引</u></p> <p><b>1. 取引の内容</b>                      (1) 当金庫所定の方法によるお客様からの携帯電話機を用いた依頼に基づき、端末のうちパーソナルコンピュータを用いた資金移動および料金払込みサービス（以下「資金移動等」といいます）の利用を停止するために「ロック実行」を設定し、または利用停止を解除するために「一時ロック解除」または「ロック解除」を設定することができます。                      (2) 本取引により「ロック実行」に設定した場合、すべてのサービス利用口座についてパーソナルコンピュータを用いた資金移動等の利用を停止します。                      (3) 本取引により「一時ロック解除」または「ロック解除」に設定した場合、資金移動等の利用を再開します。「一時ロック解除」に設定した場合、解除操作から30分を経過するか、または資金移動等を完了することにより、自動的に資金移動等の利用を停止します。</p> <p><b>2. 障害時の対応</b>                      当金庫は、通信障害またはシステム障害により本取引の依頼を受け付けることができなくなった場合、資金移動等を利用可能とするため必要に応じて、当金庫の判断によりお客様の設定した「ロック実行」の状態を「一時ロック解除」または「ロック解除」に変更し、再度「ロック実行」に戻すことがあります。</p> <p><b>第12条</b> 届出事項の変更等                      本サービスに係る印章・通帳・キャッシュカード等を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店に届け出るものとします。                      この届出の前に生じた損害については、<b>第16条</b>に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。                      ただし、届出事項のうち、第9条に定める住所等の当金庫所定の事項の変更については、お客様の端末による依頼に基づき、その届出を受け付けます。</p> <p><b>第13条</b> (略)</p>

# 『そうしん個人インターネットバンキング利用規定』新旧対照表

※ 部分が改定（追加・変更・削除）内容です

改 正 後	改 正 前
<p><b>第12条</b> (略)</p> <p><b>第13条</b> 免責事項等</p> <p>1. 免責事項 (略)</p> <p>(3) 当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。</p> <p>2. ～ 3. (略)</p> <p>4. 送付上の事故 当金庫が発行したお客様カードが送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除きます）がお客様カードに記載された確認用パスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害については、<b>第14条</b>に定める場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。</p> <p><b>第14条</b> パスワードの盗取等による不正な資金移動等</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 適用の制限 前2項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、お客様の番号等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>4. 補償の制限 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。 (1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。 ① (略) ② (略) ③ <b>お客様に重大な過失があった場合。</b></p> <p><b>第15条</b> (略)</p>	<p><b>第14条</b> (略)</p> <p><b>第15条</b> 免責事項等</p> <p>1. 免責事項 (略)</p> <p>(3) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。</p> <p>2. ～ 3. (略)</p> <p>4. 送付上の事故 当金庫が発行したお客様カードが送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除きます）がお客様カードに記載された確認用パスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害については、<b>第16条</b>に定める場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。</p> <p><b>第16条</b> パスワードの盗取等による不正な資金移動等</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 適用の制限 前二項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、お客様の番号等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>4. 補償の制限 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。 (1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。 ① (略) ② (略)</p> <p>← (新規追加)</p> <p><b>第17条</b> (略)</p>

# 『そうしん個人インターネットバンキング利用規定』新旧対照表

※ 部分が改定（追加・変更・削除）内容です

改 正 後	改 正 前
<p><b>第16条</b> 解約等                      1. ～ 2. (略)</p> <p>3. サービスの強制解約                      (略)                      (1) ～ (10) (略)                      (11) お客様カードが不着等で返戻された場合</p>	<p><b>第18条</b> 解約等                      1. ～ 2. (略)</p> <p>3. サービスの強制解約                      (略)                      (1) ～ (10) (略)                      ← (新規追加)</p>
<p><b>第17条</b> (略)</p>	<p><b>第19条</b> (略)</p>
<p><b>第18条</b> (略)</p>	<p><b>第20条</b> (略)</p>
<p><b>第19条</b> 規定の変更等                      当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。                      この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ当金庫所定の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。                      なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</p>	<p><b>第21条</b> 規定の変更等                      当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。                      変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。                      なお、当金庫の責めによる場合を除き、(追加) 当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</p>
<p><b>第20条</b> (略)</p>	<p><b>第22条</b> (略)</p>
<p><b>第21条</b> (略)</p>	<p><b>第23条</b> (略)</p>
<p><b>第22条</b> (略)</p>	<p><b>第24条</b> (略)</p>
<p><b>第23条</b> (略)</p>	<p><b>第25条</b> (略)</p>